

仰星ニュースレター

# ワンポイント会計基準

## vol. 83 単体開示の簡素化に関連した改正

平成 26 年 3 月に単体開示の簡素化を趣旨として連結財務諸表作成会社において、一定の注記は単体での開示が免除されました。今般、単体開示の簡素化の運用が 2 年目となり、従来では単体開示を省略できるか否か明確にされていなかった補足的な注記について、その取扱いを明確にするために、平成 27 年 3 月 26 日に以下の改正が企業会計基準委員会から公表されました。

改正の具体的内容

(1) 取締役会決議後消却手続きを完了していない自己株式に関する注記の取扱い

改正後の財務諸表等規則において、連結財務諸表提出会社については自己株式に関する注記の単体開示が免除されています。取締役会決議後消却手続きを完了していない自己株式に関する注記は自己株式に関する補足的な注記と考えられます。

今回の改正により、自己株式の注記を単体開示していない場合は、取締役会決議後消却手続きを完了していない自己株式に関する注記の単体開示も免除されることとなりました(改正企業会計基準第 1 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」22)。

(2) 無償取得した自己株式に関する注記の取扱い

無償取得した自己株式に関する注記についても、自己株式の注記を単体で開示していない場合には、単体開示が免除されることとなりました(改正企業会計基準適用指針第 2 号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」15)。

(3) 従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する 1 株当たり情報に関する注記及び自己株式に関する注記の取扱い

改正後の財務諸表等規則において、連結財務諸表提出会社については、1 株当たり情報に関する注記の単体開示が免除されています。1 株当たり情報に関する注記を単体で開示していない場合は、従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する 1 株当たり情

報に関する注記及び自己株式に関する注記の単体開示も免除されることとなりました(改正実務対応報告第 30 号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」17 及び 18)。